

# 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則の一部改正(案)の概要

## 1. 改正の目的

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正（平成 26 年条例第 5 号）に伴い、条例施行規則において必要な改正を行います。

## 2. 改正の内容

### ■条例第 33 条第 3 項に規定する規則で定める基準（以下「基準」という。）

安全上又は防火上支障がないものとして定める基準は、次に掲げるもののうち、いずれかに該当する場合とします。（【】内は基準の目的を示しています。）

- ① 耐火建築物又は準耐火建築物であるもの【建築物の倒壊及び延焼の防止のため構造制限をする。】
- ② スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備を設置したもの【初期消火を図るための設備を設ける。】
- ③ 居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを建築基準法施行令第129条第1項第1号に規定するもの（難燃材料等）とし、かつ、廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを建築基準法施行令第129条第1項第2号に規定するもの（準不燃材料等）としたもの【延焼拡大を抑制する対策をする。】
- ④ 屋内のすべての部分で火気の使用がなく、かつ、避難階以外の階において居室から直通階段までの歩行距離が 15m以下、避難階において居室から屋外への出入口までの歩行距離が 30m以下となるように設けたもの【熱源対策と避難距離制限をする。】

### ■条例第 49 条の 10 の規定に基づく届出（以下「届出」という。）

届出の様式を定めるとともに、届出に際し添付する図書を定めます。

- (1) 附近見取図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) その他市長が特に必要があると認める図書

さらに、届出様式を定めるにあたり、所要の様式番号の変更を行います。

## 3. 施行期日（予定）

改正条例の施行にあわせ、平成 27 年 1 月 1 日とします。

<参考> 条例関連部分抜粋

(共同住宅又は寄宿舎の階段及びその踊場並びに廊下)

第 33 条 共同住宅又は寄宿舎の主要な階段及びその踊場の幅は、次の表の左欄に掲げる直上階の居室の床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値以上の幅としなければならない。

直上階の居室の床面積の合計	幅
100平方メートル以下であるもの	0.9メートル
100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	1.2メートル (屋外階段にあつては、0.9メートル)

2 共同住宅 (各階における住戸又は住室の床面積の合計が 100 平方メートル以下であるものに限る。) の共用の廊下又は寄宿舎 (各階における居室の床面積の合計が 200 平方メートル (地階にあつては、100 平方メートル) 以下であるものに限る。) の廊下の幅は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値以上の幅としなければならない。

区分	幅
片側居室	0.9メートル
両側居室	1.2メートル

3 前 2 項の規定は、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物が次の各号のいずれにも該当し、かつ、安全上又は防火上支障がないものとして 規則で定める基準に適合するときは、適用しない。

- (1) 階数が 2 以下であるもの
- (2) 延べ面積が 200 平方メートル以下であるもの

4 第 2 項の規定は、寄宿舎が次の各号のいずれにも該当するときは、当該寄宿舎の用途に供する部分については、適用しない。

- (1) 寄宿舎の用途に供する建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (2) 寄宿舎の用途に供する部分について令第 112 条第 1 項本文の規定に基づく区画がなされていること (建築物の一部を寄宿舎の用途に供する場合に限る。)
- (3) 床面積が 100 平方メートル以下であり、かつ、寝室の数が 4 室以下であること。

(届出)

第49条の10 駐車施設等を新築しようとする建築主又は新たに設けようとする土地所有者若しくは占有者は、次の各号に掲げる日の30日前までに、規則で定めるところにより、位置、規模、構造等を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第 6 条第 1 項 (法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき申請書を提出しようとする場合においては、当該提出の日
- (2) 法第 6 条の 2 第 1 項 (法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による確認の申請をしようとする場合においては、当該申請の日
- (3) 法第 18 条第 2 項 (法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき通知をしようとする場合においては、当該通知の日
- (4) 前 3 号に規定する場合以外の場合においては、駐車施設等の工事に着手しようとする日

2 駐車施設等を増築しようとする建築主又は増設しようとする土地所有者若しくは占有者は、当該増築又は増設による面積の増加が当該駐車施設等の面積の 2 割を超える場合においては、前項各号に掲げる日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。